

第七章 平和憲法「専守防衛」の改変 —— 道理も日本語も崩壊する安保法制

最後に、解釈改憲、安保法制の暴挙によって、憲法9条のものと日本の安全保障のあり方がどのように変質してしまっているのか、分かりやすい例でご説明します。これは、「昭和47年政府見解の読み替え」と「平和主義の法理の切り捨て」の総合問題です。

皆さん、専守防衛という言葉をお聞きになったことがあると思います。平和主義は小学校の教科書に載っていますが、専守防衛は中学校の教科書に載っています。

解釈改憲というのは読み替えのオンパレードなんですね。実はこれも私が安保国会前に参議院で追及したんですけども「専守防衛」、これも日本語を読み替えているんですね。専守防衛は田中角栄さんですね、昭和40年代から表現として確立した解釈、その言葉自体は安倍政権も変えていません。

「専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう。」という風に書いていますね。

これは読み替えの余地は何もないはず。「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し」、これは普通に読むと二人称の世界です。

しかし、安倍政権はココを読み替えたんです。「いや、そう読むではいけない」と言い始めたんですね。これをどう読むのかというと、「同盟国のアメリカが、イランから武力攻撃を受けた時に初めて日本が防衛力を行使し、」と、三人称になったんです。

相手というのはですね、二人称の世界で日本に攻めてこようとしている悪い国が相手ではなくて、日本の大切な同盟国に攻撃をしようとしているイランなどの外国である……相手ってそういう意味だと言うんです。その相手だって、イランと言ってますけど、どこの国でもあてはまります。

でもそれって、既に書かれている日本語を幾ら何でもそんな風読み替えることはできないですよ。それは、日本語の文章として崩壊しています。

「昭和47年政府見解の読み替え」はここに「同盟国に対する」ってもう一個言葉を入れられるだろっ、そしたら、別の意味の文章ができあがるだろっっていう言いがかりでしたが、ここの「専守防衛の」言いがかりは、最初の最初から、えっ、いくら何でもそうは読めないんじゃないですか、日本語の意味としてどうにもこうにもおかしいじゃないですか、という、日本語の文章すら成立しない言いがかりですよ。

ところが、政府はそういう風に国会答弁したんです。

小西君「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」というこの専守防衛の定義の冒頭の言葉は、先ほどの三者ですね、三か国の関係でいうと、イランからアメリカが武力攻撃を受けたとき初めて日本国が防衛力を行使する、こういう日本語として読めるというふうに理解されているということによろしいですね。」

政府参考人（防衛省の官僚）

「…そういうふうに理解しています。」

「専守防衛」の改変

「専守防衛」の定義

「**専守防衛**とは、**相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう**」（平成26年版防衛白書）。

平成27年5月12日答弁

○小西洋之君

「**相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する**」というこの専守防衛の定義の冒頭の言葉は、**イランからアメリカが武力攻撃を受けたとき初めて日本国が防衛力を行使する、**こういう日本語として読めるというふうに理解されているということによろしいですね。

○政府参考人（防衛省）

そういうふうに理解をしています。

あ然としますよね。これって、日本語の読み方じゃないじゃん、って思いますよね。

残念ながら、国民の皆さんの憲法が蹂躪され、衆議院で違憲立法が強行採決されていますから、日本は既に法治国家でなくなっています。と同時に、実は、日本語を使う国でもなくなっているんです。

解釈改憲、安保法制とはそういう恐ろしいものなのです。全ての道理が減んでしまう。権力者の都合のいいことだけが黒を白と言ってまかり通ることになってしまいます。

日本はこんな国では無かったはずです。たった一年前に戻ればいいだけです。そのリセットは簡単にできます。

どうか、私たち国会議員とともに、国民の皆様が声をあげて下さったなら。

と、本当はここで終わるところなのですが、解釈改憲、安保法制のおそろしさは、こんなものではないのです。

実は、専守防衛の読み替えは、二人称から三人称の世界に止まりません。日本社会で一番大切な価値観、私たちの、そして、子ども達が教科書で習っている平和主義も読み替えてしまっているのです。

専守防衛の「憲法」の精神」と平和主義

○昭和60年4月8日 栗山外務省北米局長答弁

…憲法のもとでの日本国としての基本的な平和主義の精神、それからそこから出てきております…専守防衛ということの基本といたしました防衛政策…。

○昭和57年5月13日 鈴木善幸内閣総理大臣答弁

わが国は、平和憲法のもとに平和主義、民主主義、基本的人権の尊重という基本理念の上に立ちまして、平和国家の建設に向かって今日まで努力をいたしてまいったところでございます。そのような精神の上に立ちまして、専守防衛に徹する、…このように考えております。

専守防衛の定義の中の「憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢」の「憲法の精神」とはなんでしょう。

私たちの日本国憲法で、しかも防衛政策の文脈で憲法の精神とえば、もちろん、平和主義です。

しかし、違うんです。実は、安倍政権は、この「憲法の精神」を裸の「外国の武力攻撃」を含んだ、集団的自衛権行使を含んだ武力行使ができることだと読み替えているのです。

集団的自衛権行使を絶対に禁止し、それを封じる力のあった前文の平和主義を切り捨てて、真逆の意味にしてしまつて武力行使ができるんだ、やれるんだ、という意味にしているのです。

つまり、安倍総理は、専守防衛は変わらない、と何度も国会で、テレビや新聞で主張していますが、平和憲法のもと私たちの国是であった専守防衛は、頭のとっぺんからつま先まで、まるで、改造人間のようにまったく別の人格、別の存在になってしまっているのです。

「憲法の精神」の改変

■防衛省大臣答弁「(大臣用)27. 3. 24(火)参・外防委 小西 洋之君(民)」

「憲法の精神」とは、憲法上、我が国が採ることのできる自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための「武力の行使」も、必要最小限度に限られることをいうものです。

防衛省防衛政策局防衛政策課作成(情報公開請求により平成27年4月27日開示決定)

この「憲法の精神」の改変は、衆議院の特別委員会を含め、まだ、国会では一度も明らかになっていません。私も、情報公開請求でこの大臣答弁入手して初めて、安倍政権がこのようなとんでもないことを考えていることを知りました。

きっと、もっとほかにも私たちの知らないところで、いろんなものが読み替えられ、改変されているのでしょう。

私たちの憲法が、私たちの社会が、そして、私たち自身と私たちの子ども達が、誰も気付かない間に、知らない間に、そして、誰も自分で何も決めていないはずなのに、まったく別の世界で生きることになり、そして、まったく別の存在と人生になってしまう。

それが、安倍総理の解釈改憲、安保法制なのです。

※追記

この専守防衛の改変の問題については、7月30日の参議院特別委員会において、民主党の広田一議員が、安倍総理、閣僚を論破する追及を行っています。